

第4期黒潮町障がい者計画

第7期黒潮町障がい福祉計画

第3期黒潮町障がい児福祉計画

基本理念

「障がいにかかわらず一人ひとりが輝くまち」



「幸福の木」

令和6年2月

黒潮町

※当計画書に掲載している作品の画像は（社福）土佐七郷会の利用者の作品です。

第1章 計画策定にあたり

- 1 計画策定の趣旨
- 2 計画の位置づけ
- 3 計画の期間
- 4 計画の策定体制
- 5 黒潮町地域自立支援協議会と他機関との関係

第2章 障がいのある人を取りまく状況

- 1 障がいのある人を取りまく制度の変動
- 2 障がいのある人の状況

第3章 計画の基本的な考え方

- 1 基本理念
- 2 計画の基本目標

第4章 施策の体系

第5章 施策の展開

- 基本目標1 障がい者の自立と社会参加の実現
- 基本目標2 だれもが暮らしやすいまちづくりの推進
- 基本目標3 地域における支援体制の整備
- 基本目標4 障がい児支援体制の構築

第6章 障がい福祉計画・障がい児福祉計画の推進

【1】数値目標

- 1 福祉施設入所者の地域生活への移行
- 2 福祉施設から一般就労への移行
- 3 精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築
- 4 地域生活支援拠点の充実
- 5 障がい児支援の提供体制の整備等
- 6 相談支援体制の充実・強化
- 7 障害福祉サービス等の質の向上

【2】障害福祉サービス等の必要見込量

- 1 訪問系サービス
- 2 日中活動系サービス
- 3 居住系サービス
- 4 相談支援
- 5 障がい児通所支援
- 6 障がい児相談支援
- 7 町独自の障がい児支援の取組み

【3】地域生活支援事業の見込み

- 1 理解促進事業・啓発事業
- 2 自発的活動支援事業
- 3 相談支援事業
- 4 成年後見制度利用支援事業・成年後見制度法人後見支援制度
- 5 意思疎通支援事業
- 6 日常生活用具給付等事業
- 7 手話奉仕員養成研修
- 8 移動支援事業
- 9 地域活動支援センター事業
- 10 日中一時支援事業（任意事業）

第7章 計画の推進体制と評価

- 1 計画の推進
- 2 計画の評価体制

第8章 参考資料

- 1 地域自立支援協議会設置要綱
- 2 黒潮町地域自立支援協議会委員
- 3 計画策定の経過
- 4 その他

第1章 計画策定にあたり

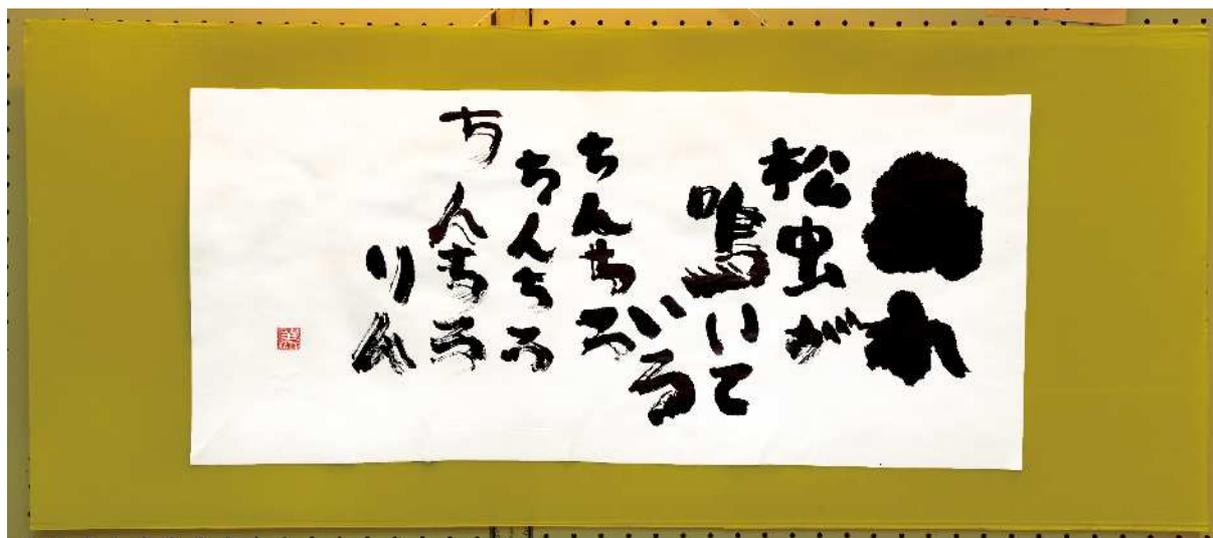
1 計画策定の趣旨

黒潮町では、令和2年度に障がいの有無にかかわらず、すべての町民が相互に人格と個性を尊重し支え合う共生社会の実現を目指し「第6期黒潮町障がい福祉計画・第2期黒潮町障がい児福祉計画」を策定し、障がいのある人に対する福祉、保健、医療、教育、就労、防災、まちづくりなど様々な分野における施策を進め障害福祉サービスの推進に努めてきました。

昨今、少子高齢化や核家族化など社会構造が変化し、福祉へのニーズが多様化する中、障がいのある人をとりまく環境が大きく変化し、地域で支え合うことが重要となっています。

そのような中、高知県においては、障がいのある人もない人も、ともに支え合い、安心して、いきいきと暮らせる「共生社会」を実現するため、障がいのある人が、身近な地域で障害特性やライフステージに応じて適切な障害福祉サービスや相談支援などが受けられるよう、サービスの提供体制の整備を行い、県内全域でのサービス提供水準の向上を目指しております。

本計画は、状況変化に対応しつつ、「第3期黒潮町障がい者計画」、「第6期黒潮町障がい福祉計画」、「第2期黒潮町障がい児福祉計画」の進捗状況やこれまで行ってきた、相談支援からの報告やアンケート調査の結果を踏まえ、黒潮町の実情に照らし、障害者等のニーズに即した充実した地域生活を実現するため一体的に策定することとします。



「虫の声」

2 計画の位置づけ

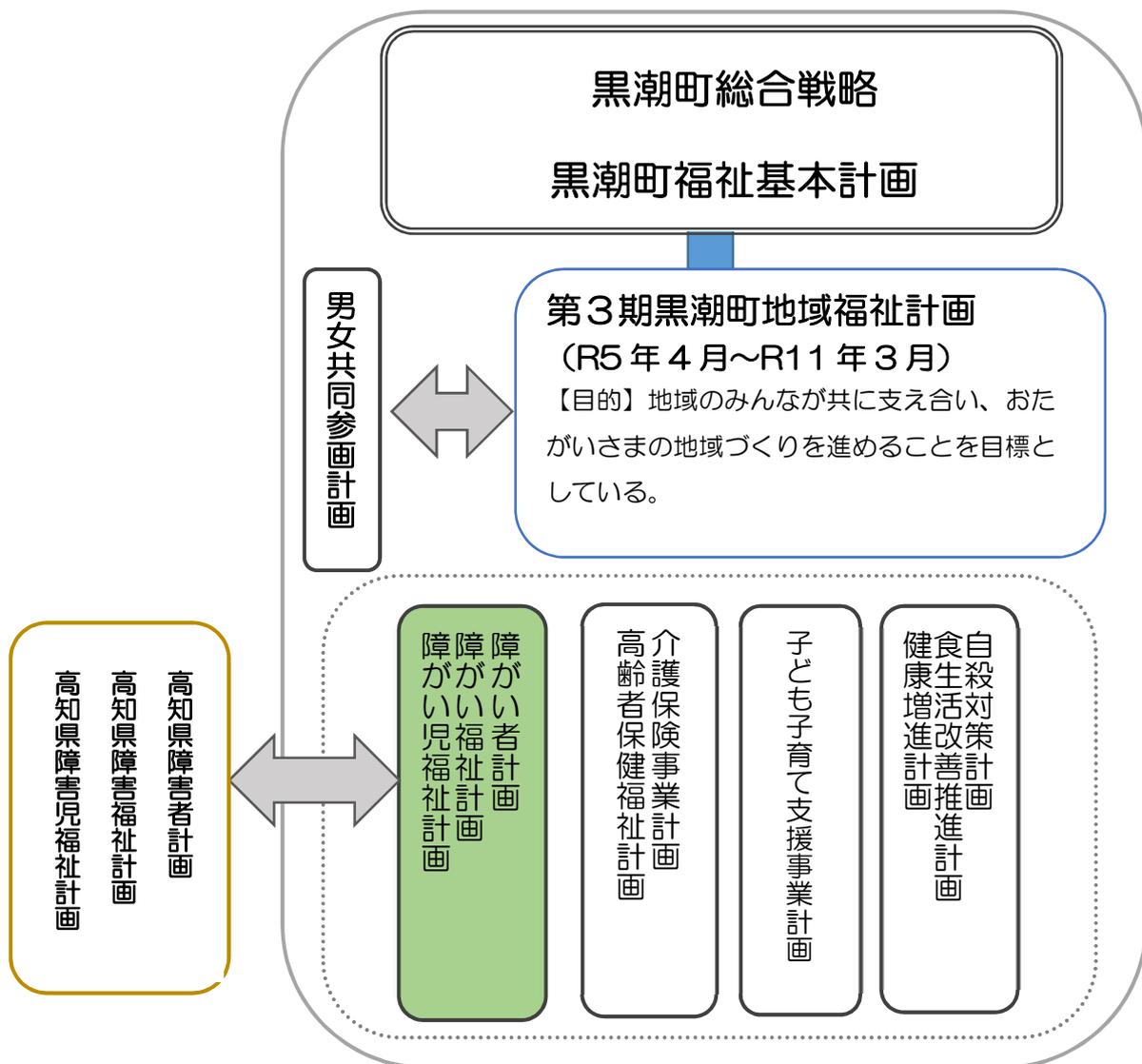
(1) 法的な位置づけ

本計画は、障害者基本法第11条に規定される「市町村障害者計画」、障害者総合支援法第88条に規定される「市町村障害福祉計画」及び児童福祉法第33条の20第1項に規定される「市町村障害児福祉計画」を一体的に定めたものです。

(2) 他の計画との関係

本計画は、「黒潮町総合戦略」や「第3期黒潮町地域福祉計画」と整合を図りつつ、障がい者施策を推進するための基本理念や基本目標、方向性を定めることにより、本町の障がい者施策を総合的かつ計画的に推進するための指針となるものです。

また、国や県が定める基本指針、他の関連計画等との整合・連携を図り、黒潮町の障がい者施策を総合的かつ計画的に定めるものです。



3 計画の期間

第4期黒潮町障がい者計画は、令和6年度から令和11年度までの6年間を計画期間とし、第7期黒潮町障がい福祉計画および第3期黒潮町障がい児福祉計画は、令和6年度から令和8年度までの3年間を計画期間とします。国の法制度の改正や社会情勢の変化、障がいのある人のニーズに対応するため、必要に応じ、計画期間中であっても変更又は見直すこととします。

H30 年度	H31 年度	令和2 年度	令和3 年度	令和4 年度	令和5 年度	令和6 年度	令和7 年度	令和8 年度	令和9 年度	令和10 年度	令和11 年度
黒潮町総合戦略											
第2期黒潮町地域福祉計画 ・地域福祉活動計画				第3期黒潮町地域福祉計画 ・地域福祉活動計画							
第3期黒潮町障がい者計画						第4期黒潮町障がい者計画（6年）					
第5期黒潮町障がい福祉計画			第6期黒潮町障がい福祉計画			第7期黒潮町障がい福祉計画（3年）			第8期黒潮町障がい福祉計画（3年）		
第1期黒潮町障がい児福祉計画（3年）			第2期黒潮町障がい児福祉計画（3年）			第3期黒潮町障がい児福祉計画（3年）			第4期黒潮町障がい児福祉計画（3年）		

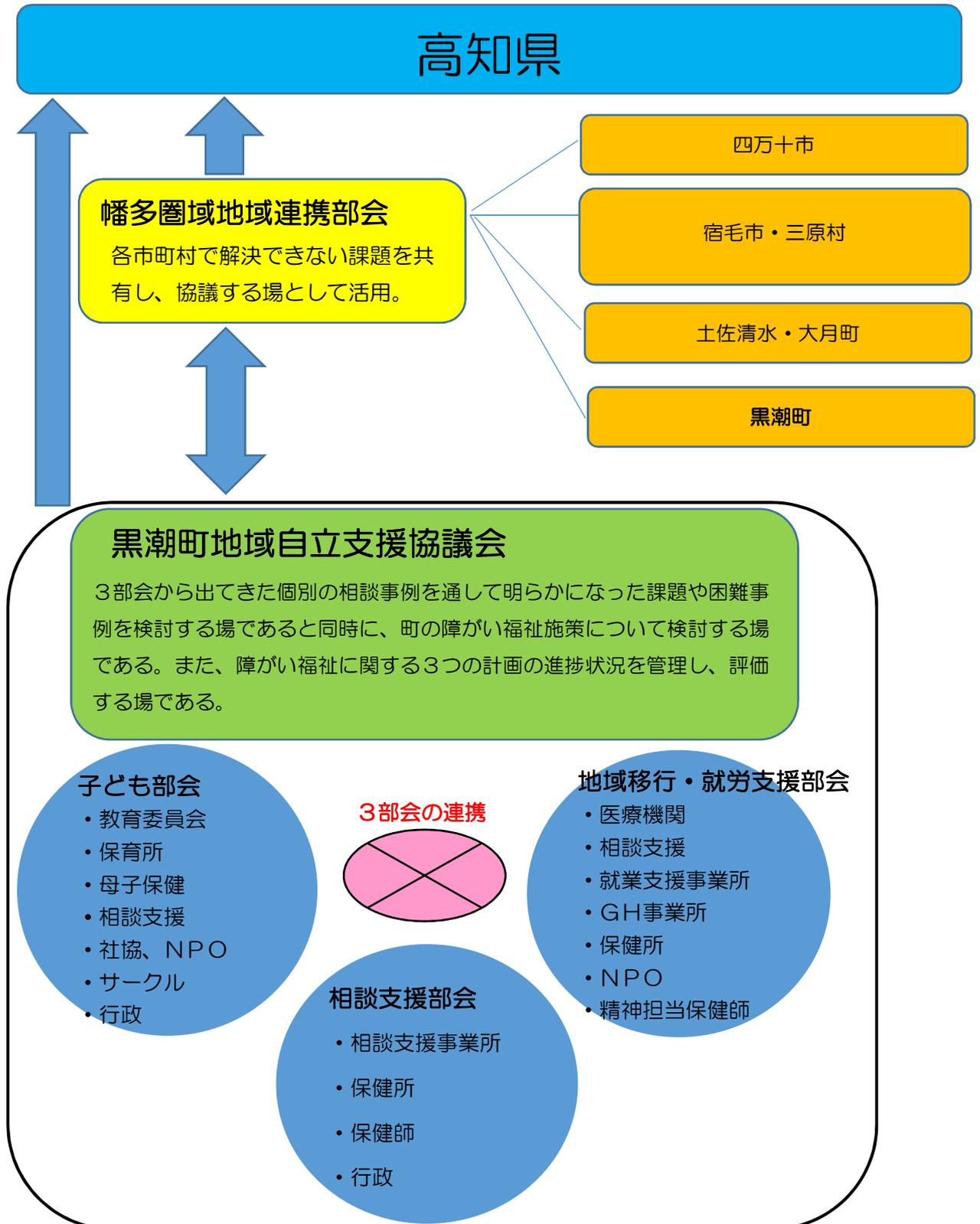
4 計画の策定体制

本計画の策定にあたっては、相談支援事業所、町及び幡多福祉保健所の障がい福祉に関する関係機関で組織する「相談支援部会」、障がい児福祉に関する関係機関で組織する「子ども部会」および障がい者の地域移行支援と就労支援について検討・協議する「地域移行・就労支援部会」が、町の障がい福祉に関する課題をまとめ町内外の障害福祉サービス事業所、相談支援事業所、障がいのある人及び家族、関係団体、地区長、民生児童委員、社会福祉協議会で組織する「地域自立支援協議会（以下「協議会」という）」に報告するとともに、協議会において事業評価を行い、これまでの成果や課題をはじめ今後の障がい者施策に関する提言を本計画に反映しました。

また、令和5年11月に、障がいのある児童の家族に対するアンケート調査を実施し、障がい児福祉に関する意識やニーズ、課題を明らかにし、令和5年2月にまとめられた「高知県障害者計画策定に向けたアンケート調査集計結果報告書」とともに本計画に反映しました。

5 黒潮町地域自立支援協議会と他機関との関係

【現状】近年、事業所では事業に従事する介護人材が不足しています。このことが原因でサービスが提供できず、利用者のニーズに対応できないなどの課題が出ています。このため幡多圏域では、平成29年度より事業所と行政が集まり、圏域課題を共有するとともに解決策も全体で考える場が作られています。市町村だけでは対応できない課題を圏域で、圏域では対応できない課題を県が全体的に調整していくなどの仕組みづくりが始まっています。

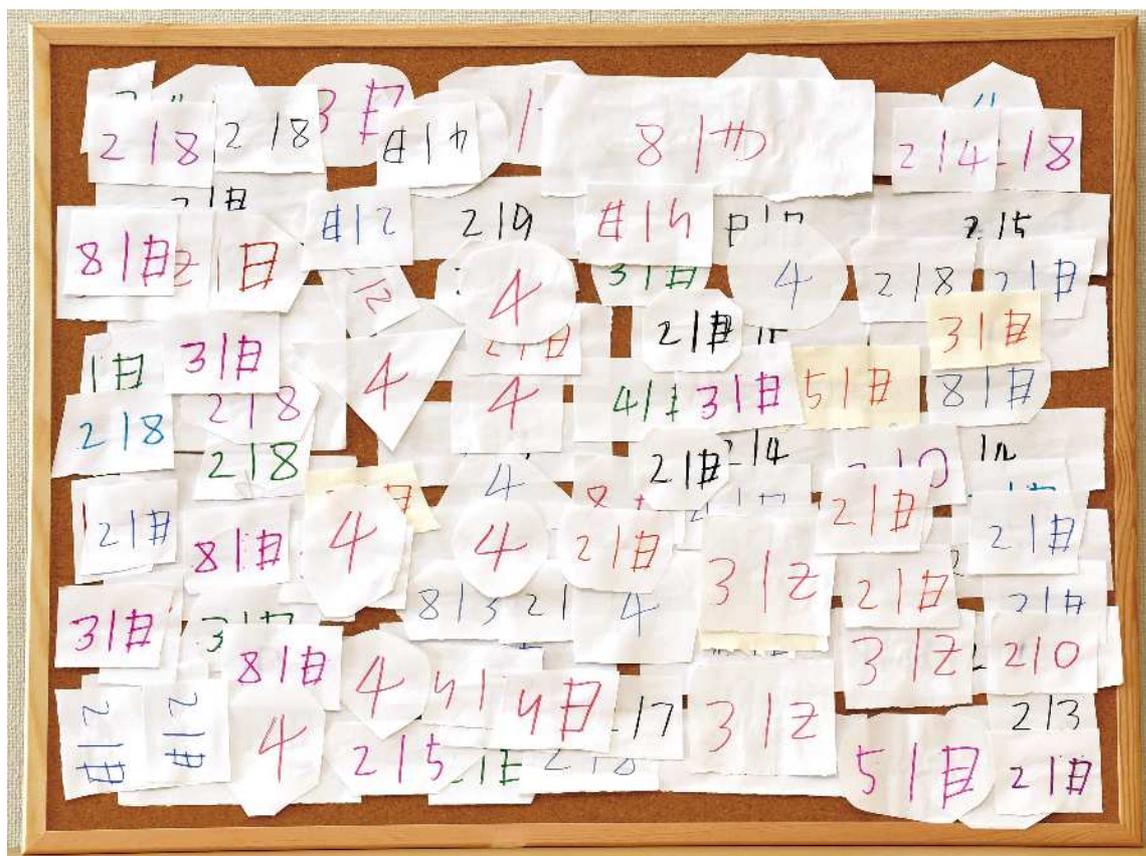


第2章 障がいのある人を取りまく状況

1 障がいのある人を取りまく制度の変動

年度	関連法等	内容
平成 15 年	支援費制度	措置から契約へ。障がいのある人の自己決定が尊重されるようになる。
平成 17 年	発達障害者支援法	発達障がいの定義づけ
平成 18 年	障害者自立支援法	福祉サービスの再編
	高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律	総合的なバリアフリー化の促進等の規定
平成 19 年	障害者基本法改正	市町村障害者計画の義務化
平成 23 年	障害者基本法改正	障がい者の定義の見直しにより、日常生活又は社会生活に相当な制限を受けるような社会的障壁を取り除くための配慮が求められ、地域社会での生活の選択の機会、意思疎通の選択の機会、ともに学ぶことができる教育、雇用の促進などあらゆる場面における障がい者への差別の禁止と合理的配慮のための方向性が定められた
	障害者自立支援法改正	障害者の範囲の見直し。グループホームへの利用助成制度の創設
平成 24 年	障害者虐待防止法	障がいのある人への虐待の防止にかかる国等の責務。障がい者虐待の早期発見の規定
	障害者自立支援法改正	利用者負担の見直し。相談支援の強化
平成 25 年	障害者総合支援法	障がい者の範囲の明確化。障害支援区分の創設
	障害者雇用促進法改正	障害者権利条約の批准に向けた対応
	障害者優先調達推進法	障がい者就労施設等の受注機会の確保に必要な事項を規定
平成 26 年	障害者権利条約締結	
平成 28 年	障害者差別解消法	障がいを理由とする差別の解消の推進に関する事項を規定
	障害者雇用促進法改正	障がいのある人に対する差別の禁止及び合理的配慮について規定
平成 30 年	障害者総合支援法改正	自立生活援助や就労定着支援の創設
	児童福祉法改正	訪問型児童発達支援の創設
令和 3 年	障害者差別解消法改正	令和 6 年より事業者による障害のある人への合理的配慮の提供が義務化

令和4年	障害者情報アクセスシ ビリティ・コミュニケ ーション施策推進法	障がい者による情報の取得利用・意思疎通に係 る施策を総合的に推進し、共生社会の実現に資 する（障がいのある人が障がいの種類や程度に あったコミュニケーション手段を選べるように する）。
	障害者総合支援法改正	<ul style="list-style-type: none"> ・ 障害者等の地域生活の支援体制の充実 ・ 障害者の就労支援および障害者雇用の質の向 上の推進 ・ 精神障害者の希望やニーズに応じた支援体制 の整備 ・ 難病患者等に対する適切な医療の充実および 療養生活支援の強化 ・ 障害者・難病等についてのデータベースに関 する規定の整備



「数字の世界」

2 障がいのある人の状況

(1) 障がい者手帳の交付状況

本町の障がい者手帳の交付状況は、令和6年1月31日現在565名となっています。人口の減少や高齢化により身体障害者手帳、療育手帳の所持者は少なくなっています（令和4年度から5年度にかけて管理台帳を整理した影響も若干あります）。精神障害者保健福祉手帳の所持者は、若干増加しています。認知症高齢者の方の手帳取得もあり、今後、増加が見込まれます。

	平成18年	平成31年	令和3年	令和4年	令和5年
身体障害者手帳数	865	708	646	624	565
療育手帳数	114	131	108	116	87
精神障害者保健福祉手帳数	29	53	54	52	58

各年度3月末日（R5年度はR6年1月末日）

■令和5年3月末日の身体障害者手帳の障がい種別と世代別人数

	1級	2級	3級	4級	5級	6級	合計	18歳未満	18～64歳	65歳以上
視覚	9	11	2	2	11	1	36	1	3	31
聴覚・平衡	3	17	3	3	0	16	42	0	12	30
音声・言語・そしやく	1	1	1	2	0	0	5	0	1	4
肢体不自由	68	61	51	72	36	25	313	3	78	232
心臓	71	1	25	62	0	0	159	1	21	137
じん臓	37	0	0	0	0	0	37	0	9	28
呼吸器	2	1	1	1	0	0	5	1	0	4
ぼうこう・直腸	0	1	2	22	0	0	25	0	5	20
小腸	0	0	1	1	0	0	2	0	2	0
肝臓	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
内部障害合計	110	3	29	86	0	0	228	2	37	189
合計	191	93	86	165	47	42	624	6	131	486

※身体障害者手帳の障がい種別では心臓が最も多く、心筋梗塞や脳梗塞などの突如の疾患に起因しているものがあり、取得者の78%が高齢者となっています。視覚障がい、聴覚障がい、じん臓の手帳所有者の割合も一定あり、障害特性に応じた支援・サービスが必要です。

また、障害者手帳を交付しているものの適切なサービスや支援につなげていない方への支援が必要です。

(2) 障害支援区分

障害福祉サービスを利用するためには、障害支援区分の認定を受けることが必要な場合があります。

R2年	-	14	16	20	14	29	93
R3年	-	16	13	23	16	28	98
R4年	-	13	11	26	13	29	92
R5年	1	14	12	27	13	24	91

■障害支援区分認定状況（各年12月末日現在） ※平成26年度より『障害程度区分』から『障害支援区分』へ改正

(3) 発達障がい

発達障害者支援法において、「自閉症、アスペルガー症候群その他の広汎性発達障害、学習障害、注意欠如多動性障害、その他これに類する脳機能の障がいであって、その症状が通常低年齢において発現するものとして政令で定めるものをいう。」と定義されています。発達障がいのある人は、発達障害者支援法をはじめ障害者の雇用促進に関する法律、障害者基本法、障害者総合支援法などにおいて支援の対象として位置づけられています。

(4) 難病患者・小児慢性特定疾病

これまで、身体障害者手帳の取得が難しく必要な支援を受けることができない制度の谷間にあった難病患者も平成25年4月から障害者総合支援法により障害福祉サービス、相談支援等の対象となりました。令和4年障害者総合支援法改正により医療費助成や生活支援が強化されております（令和5年10月施行）。

小児慢性特定疾病とは、18歳未満の疾病のうち、（1）慢性に経過する、（2）生命を長期に脅かす、（3）症状や治療が長期にわたって生活の質を低下させる、（4）長期にわたって高額な医療費の負担が続く、の4条件を満たすものです。国や県による支援制度が設置されています。

年度	難病患者数 (R6.2時点)	小児慢性特定疾病 (R6.2時点)
令和5年度	88名	3名

(5) 高次脳機能障がい

交通事故や頭部のけが、脳卒中などで脳が部分的に損傷を受けたことにより言語や記憶などの機能に障がい起きた状態です。障がいの現れ方が複雑であるため、連携した支援体制が必要です。

質問：障害や障害のある方に対する周りの人の理解は進んでいると思いますか。

「進んでいるが不十分」という人が 36.7%と最も多い。

質問：あなた（お答えくださる人）は、障害を理由とした権利侵害（虐待を含む）をされた（されている）と感じた経験はありますか。

本人の年齢別ごとにみると、「よく感じる」「ときどき感じる」を合わせた割合は、10歳代が 27.8%と最も多い。感じる時は 10歳未満、10歳代で「学校活動中」と回答した人が約 50%。

質問：障害のある方に対する差別的な取扱いや合理的配慮の不提供を差別と規定する障害者差別解消法が平成 28 年 4 月に施行されました。あなたはこのことについて知っていますか。

障害者差別解消法について「聞いたこともなく、内容も知らない」という人が 70.1%。

質問：成年後見制度を知っていますか。

成年後見制度について「聞いたこともなく、内容も知らない」という人が 54.6%。

質問：あなた（お答えくださる人）は、情報を入手したり、コミュニケーションをとるうえでどのような配慮が必要だと思いますか。

「必要な情報をわかりやすく説明してくれる人がほしい」と答える人が 39.0%と最も多く、次いで「わかりやすい文言・表現・絵文字（ピクトグラム）を使用してほしい」が 28.6%。

質問：あなた（お答えくださる人）は、障がいのある方や日常生活に何かしら支援が必要な方が安心して生活をしていくうえでどんな支援やサービスが必要だと思いますか。

「困った時にすぐに相談できる場所や人」が 61.2%と最も多く、次いで「周囲の人たちの障害に対する理解」が 51.6%、「日常生活上の支援（食事や入浴、お金の管理など）」が 36.7%。

質問：あなたは、家族が不在の場合、近所に支援してくれる人はいますか。

近所に支援してくれる人が「いない」と答えた人が 42.7%と最も多く、「いる」と答えた人は 27.0%にとどまっています。

第3章 計画の基本的な考え方

1 基本理念

黒潮町では、これまで、障がいの有無にかかわらず全て町民が相互に人格と個人を尊重し支え合う「共生社会」の実現と、障がいのある人が自己選択と自己決定のもとにあらゆる社会活動に参加・参画し、社会の一員として責任を分かち合う完全参加と平等の具現化を目指し、「障がいにかかわらず一人ひとりが輝くまち」を基本理念に障がい者福祉の取組みを進めてきました。本計画においても、これまでの理念を継承し、障がいのある人もない人も、地域のみみんなで共に支え合い、健やかに安心して暮らすことができるよう障がい者福祉の取組みを推進していきます。

2 計画の基本目標

計画の基本理念を実現するため、次の4つの基本目標を定め計画を推進します。

基本目標1 障がい者の自立と社会参加の推進

年齢、障がい、疾病の有無やその程度にかかわらず、住み慣れた地域で健康な生活を継続させるためには、保健、福祉、医療の連携による健康づくりが必要です。このため、健康教育と適切な医療、活動の場づくりと交流の機会、就労と生活を支援する機会をつくることを目標とします。

基本目標2 だれもが暮らしやすいまちづくりの推進

だれもが暮らしやすいまちづくりを進めていくためには、福祉サービスだけでは支援に限界があります。道路や建物のバリアフリー化に加え、障がいのある人を地域で支えていく心のバリアフリーと共に支え支えられる関係をつくる必要があります。このため、障がい理解のための活動と福祉教育を進めていくことを目標とします。

基本目標3 地域における支援体制の整備

障がいのある人が自らサービスを選択し、住み慣れた地域で必要とするサービスが利用できるよう情報提供と障がいのある人やその家族へ寄り添った支援ができる体制づくりが必要です。このため、身近な地域でいつでも相談できる場所をつくり、地域全体で障がいのある人とその家族を支える取組みを進めていくことを目標とします。

基本目標4 障がい児支援体制の構築

障がいのある子どもの健全な発達を支援し、心身ともに健やかに育つことができるよう、障がいの原因となる疾病やその早期発見、治療の推進を図ります。障がいのある子どもの居場所づくりを地域、学校、NPOなど多機関と協働して行っていきます。また、障がいのある子どものライフステージにおける療育支援につとめ、保護者への支援を強化することを目標とします。

第4章 施策の体系

【基本理念】

障がいにかかわらず

一人ひとりが輝くまち

1 障がい者の自立と社会参加の実現

重点施策

- (1) 保健・医療の推進
- (2) 多様な参加の場の確保
- (3) 就労・生活への支援の強化
- (4) 相談場所の周知・強化

2 だれもが暮らしやすいまちづくりの推進

重点施策

- (1) 障がい理解と啓発活動
- (2) 福祉教育の推進

3 地域における支援体制の整備

重点施策

- (1) 相談支援体制の充実
- (2) 防災対策の充実

4 障がい児支援体制の構築

重点施策

- (1) 妊娠期からの切れ目のない支援体制の整備
- (2) 地域における療育等支援の充実
- (3) 居場所づくりの推進

第5章 施策の展開

基本目標1 障がい者の自立と社会参加の実現

■現状・課題

障がいのある人が、地域の中で自立した生活を営み社会参加を進めるうえで必要となることは、「社会参加の場」と「交流の機会」、安定した収入を得るための「就労の機会と継続するための支援」です。しかし、障がいのある人が、地域活動に参加する機会は少なく、障がいのある人同士で交流をしている場合が多くなっています。困った時にすぐに相談できる場所や人がない（いない）という声もあります。相談窓口周知の強化とともに、障がい者の声を拾う取り組みが必要です。また、障がい者の就労を支援できるよう町全体で考えていく必要があります。

■具体的な施策

施策	具体的な内容
(1) 保健・医療の推進	<ul style="list-style-type: none">・障がいの原因となる「生活習慣病」の予防について、保健師が専門職の意見を取り入れながら、集会所やあったかふれあいセンターを活用し、健康相談、健康教室を行う中で正しい知識の普及、啓発を行う。特に若い世代からの生活習慣病予防が重要であり、子どもの頃からの食習慣の定着と食育の推進を行う。・精神疾患の原因となるメンタルヘルスの不調について、正しい知識の普及や相談窓口の周知を行う。
(2) 多様な参加の場の確保	<ul style="list-style-type: none">・あったかふれあいセンター事業の周知を行い、地域の拠点として、子どもから高齢者、障がいのある人も一緒に活動できる取り組みを進める。・精神に障がいのある人の社会参加支援、地域ボランティアの育成や障がいに対する理解促進を図ることを目的とする「地域活動支援センター」（黒潮町社会福祉協議会へ委託）、外出のきっかけとなる「精神ミニデイケア」を継続実施し、交流の場として拡充する。・地域のお祭りや一斉清掃、避難訓練などの行事に障がいのある人も積極的に参加できるよう日頃からの関わりを大切にし、地域の中で交流できる仕組みをつくる。・地域の支援を受けながら避難訓練に参加する。
(3) 就労・生活への支援の強化	<ul style="list-style-type: none">・障害福祉サービス利用後の一般就労利用者への支援が途切れることのない体制をつくり、企業、就労支援事業所、相談支援事業所など関係機関が総合的な支援を行う。
(4) 相談場所の周知・強化	<ul style="list-style-type: none">・障がい者の相談窓口の周知を図るとともに、アウトリーチ型の訪問により支援の声を拾い上げる。

基本目標2 だれもが暮らしやすいまちづくりの推進

■現状・課題

高知県障害者計画策定に向けたアンケート調査集計結果報告書によると、障がい者への理解は十分に進んでいるとは言い難い状況です。計画の理念である「障がいにかかわらず一人ひとりが輝くまち」の実現には相互理解が必要です。町内には、2カ所の相談支援事業所があり、在宅で生活する障がいのある人やその家族を支援していますが、事業内容や活動についての情報提供が十分にできていません。事業の周知に加え、相談支援事業所に行くことができない人への訪問による支援も充実させる必要があります。また、相互理解を深めるため、あったかふれあいセンターなどの地域交流拠点を活用し交流事業を行い、住民同士がお互いを思いやりながら暮らしやすいまちづくりについて考えるきっかけをつくることや、幼少期からの福祉教育を進めていく必要があります。

■具体的な施策

施策	具体的な内容
(1) 福祉のまちづくりの推進（障がい理解と啓発）	<ul style="list-style-type: none">・障がい者スポーツでの交流など、子どもだけでなく地域の大人も障がい者と触れ合う増やす機会をつくる。・障がいのある人への「できないだろう」という先入観を排除し、地域活動支援センター、あったかふれあいセンターや地域の活動の場において、できる力を伸ばす機会をつくり地域活動への参加を支援する。・相談支援やあったかふれあいセンター事業の相談機能を充実させ、身近な地域でいつでも相談できる体制をつくる。・障がいのある人への虐待通報窓口の周知に努める。・障がいのある人に関する理解を促進するため、町民大学での講演、ポスター・チラシでの広報活動、SNSでの事業やイベントの発信を行う。
(2) 福祉教育の推進	<ul style="list-style-type: none">・社会福祉協議会で実施されている福祉教育を町内全校で実施する。既存の体験メニュー（高齢者疑似体験、車いす体験、アイマスク体験など）に加え、手話の福祉教育や教職員向けのプログラムなど新しい福祉教育プログラムを構築する。・「こどもが変わると大人が変わり、地域が変わる」の考え方のもと、学校や教育委員会と協力して福祉教育を実践していく。

基本目標3 地域における支援体制の整備

■現状・課題

黒潮町では、町全体で防災対策を考え、取組みを進めています。それぞれの地域においても、地域が考える防災対策を進め、避難路や街路灯、避難場所への防災倉庫の整備、避難所運営マニュアル、備品等の整備が進められています。福祉分野においては、避難行動要支援者名簿を作成し、同意がある方への避難行動要支援者個別避難計画を地域と一緒に作成をしています。また、福祉避難所の指定を進め、福祉避難所における開設・運営訓練を実施しています。今後は障がい者への個別避難訓練を地域で実施し、計画の実効性を高め、福祉避難所を障がい者に体験してもらい、実際の避難につなげていく必要があります。また、障がいのある人と家族を支える相談支援を充実させ、当事者や支援者のみで考えるのではなく、身近な地域で相談し支援できる取組みに発展させる必要があります。

■具体的な施策

施策	具体的な内容
(1) 相談支援体制の充実	<ul style="list-style-type: none"> ・多機関協働（相談支援事業所、NPO、医療関係者、社会福祉協議会、行政など）で、関係機関が情報を共有し支援方針を検討する。 ・あったかふれあいセンター事業のアウトリーチ事業を継続し、SOSを出しにくい障がい者の声を拾い、適切な支援機関につなぐ。 ・分野（高齢、介護、障がい、生活困窮、子ども）にとらわれない相談受付体制を構築し、障がいを含む複合課題を抱えた家庭を支援する【重層的支援体制整備事業】。
(2) 防災対策の充実	<ul style="list-style-type: none"> ・あったかふれあいセンターの訪問事業、社会福祉協議会が実施する見守りネットワーク事業、行政と企業の見守り協定など、地域の中で見守り体制を強化する。 ・日頃から地域の中で支援が必要な人への見守りや声かけを行い、必要なときに守り支える取組みを関係機関と連携し進めていく。（福祉のネットワークの活用） ・避難行動要支援者個別計画の作成、更新。また、それにとともなう地域調整会議（地域と福祉専門職等による協議）と個別避難訓練の実施。 ・避難行動要支援者のための備品整備 ・福祉避難所の備品整備、避難訓練の実施。

※避難行動要支援者…災害時に避難の支援が必要な高齢者、障がい者、妊婦など

基本目標4 障がい児支援体制の構築

■現状・課題

保育所から支援をしてきた障がいのある子どもが、中学、高校と進学する中で、情報の引継ぎがうまくなされず支援が途切れ、不登校やひきこもりとなり、成人後、就労が継続せず障害福祉サービスを利用する人が増えています。「妊娠期からの切れ目のない支援体制」を目標に、支援に関する現状把握と情報共有を行っていきます。障がいのある子どもの居場所が必要との声があがっています。障がいのある子どもを育てる保護者を支える取組みを地域と一緒に進めていく必要があります。

■具体的な施策

施策	具体的な内容
(1) 妊娠期からの切れ目のない支援体制の整備	<ul style="list-style-type: none"> ・妊娠期から一環した子育てに関する相談窓口の整備 ・妊娠期から医療機関との情報共有を図る。 ・幼少期の課題の早期発見を目的に、母子保健、福祉、保育・教育間での情報共有、支援方針を確認し切れ目のない支援を行う。 ・高知県が進める「つながるノート」を保護者に周知し幼少期から活用してもらう。
(2) 地域における相談・療育等支援の充実	<ul style="list-style-type: none"> ・保護者の子育てや子どもの発達に関する不安解消のため、相談支援事業所が中心となり相談体制を充実させる ・県や教育委員会が実施する既存事業（こどもの発達相談会、相談事業、きこえの相談、リハビリテーション部地域支援事業、外部専門家を活用した支援体制充実事業〔巡回相談〕）を活用し、医師・保健師・保育士・相談支援事業所・学校・教育委員会等が連携し子どもの発達や特徴に合わせた関わり方を学び支援体制をつくる。 ・発達障害早期支援エキスパート事業（県事業）を活用し、乳児健診時に理学療法士が介入することで早期の身体面の発達を確認する。県事業終了（令和7年度まで）の事業継続を検討する。 ・保護者を支援することを目的にペアレントトレーニングを継続して実施する。 ・保護者同士の交流の機会やライフステージに応じた相談の機会をつくる。
(3) 居場所づくりの推進	<ul style="list-style-type: none"> ・障害児福祉サービスだけでなく、あったかふれあいセンター、放課後子ども教室、児童館など既存資源を活用し障がい児の居場所づくりを推進する。 ・黒潮町長期休暇利用支援事業（学校の長期休暇期間中、子どもの預かりと療育支援を行う事業）を継続実施し、併せて利用者の拡充を目標に広報等による周知を行う。

第6章 障がい福祉計画・障がい児福祉計画の推進

【1】数値目標

1 福祉施設入所者の地域生活への移行

地域生活への移行を進める観点から、国が定める基本指針に基づき、現在、福祉施設に入所している障がい者のうち、グループホーム、自宅等に移行する人の数を見込み、その上で、令和8年度末の段階において地域生活に移行する人の数値目標を設定します。

■数値目標及び減少数（福祉施設入所者の地域生活への移行目標等）

項目	数値	考え方
令和4年度末時点の施設入所者数（A）	30人	令和5年3月31日の施設入所者数
令和8年度末時点の入所者数（B）	28人	令和9年3月31日時点の利用見込み人員
【目標値】削減見込（A-B）	2人 (6.7%)	差引減少見込み数
【目標値】地域移行者数 R6年度からR8年度末までの地域生活移行者数	1人 (3.3%)	1名を目標値とします。

■第2期から第6期計画までの実績

実績	第2期 (H23年度末)	第3期 (H26年度末)	第4期 (H28年度末)	第5期 (R元年度末)	第6期 (R4年度末)
目標値	27	30	32	31	27
実績	31	31	32	29	30

家族、本人が高齢であり、地域移行してもその責任を抱えられる家庭はいないのが現実。施設入所者の障がい特性（強度行動障害・障害支援区分の重度化）により、地域に帰ることを本人が希望していても家族が反対している。地域移行希望者には、移行による実際的な課題を想定できずにいる方や、認知機能の低下で移行する状況ではないが移行したい要望を抱える方が一定数いる。福祉サービスだけでなく居場所づくり、こころのケアという支援体制が必要。【R5.11 地域移行・就労支援部会より】

2 福祉施設から一般就労への移行

福祉施設利用者のうち、令和8年度（1年間）に一般就労に移行する者に関する数値目標を2人とします。

（1）全体数

項目	数値
令和3年度における一般就労移行者数	0人
【目標値】 令和8年度における一般就労移行者数	2人

（2）就労移行支援事業を通じた一般就労数

項目	数値
令和3年度における 就労移行支援事業を利用して一般就労へ移行した数	0人
【目標値】 令和8年度における 就労移行支援事業を利用して一般就労へ移行した数	1人
【目標値】 令和8年度において就労移行支援事業を利用して一般就労へ移行した者で就労定着支援事業の利用者数	1人

（3）就労継続支援A型事業を通じた一般就労数

項目	数値
令和3年度における 就労継続支援A型事業を利用して一般就労へ移行した数	1人
【目標値】 令和8年度における 就労継続支援A型事業を利用して一般就労へ移行した数	1人

（4）就労継続支援B型事業を通じた一般就労数

項目	数値
令和元年度における 就労継続支援B型事業を利用して一般就労へ移行した数	0人
【目標値】 令和5年度における 就労継続支援B型事業を利用して一般就労へ移行した数	0人

■第2期から第6期計画までの実績

実績	第2期 (H23年度末)	第3期 (H26年度末)	第4期 (H28年度末)	第5期 (令和元年度末)	第6期 (令和4年度末)
目標値 (A)	2	2	1	0	1
実績 (B)	1	0	1	0	1

就労移行支援事業と就労定着支援事業を活用し、一般就労移行をすすめていきます。その人に合った仕事と生活を支援する仕組みをモニタリングしながら関係機関で就労に向けた支援をしていく必要があります。

3 精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築

精神病床における長期入院患者の地域生活への移行を進めるにあたり、地域全体での精神保健をはじめ医療と福祉の一体的な取組みの推進に加え、差別や偏見のない、あらゆる人を包み込む社会の実現に向けた取組みの推進が必要となっています。

黒潮町総合戦略・福祉基本計画に記載しているとおり、「地域共生社会」の実現のために構築する必要のある「黒潮町版地域包括ケアシステム」（住み慣れた地域で希望する自分らしい暮らしを人生の最後まで続けることができるよう、住まい・医療・介護・予防・生活支援が一体的に提供される福祉のシステム）を展開していく事業として、重層的支援体制整備事業を実施していくこととしています。生活上の課題を抱える人に対し総合的に支援ができるよう、その人を中心に行政、関係機関、地域とともに考え、支え支えられる地域づくりを進めていきます。

精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築にかかる保健、医療、福祉関係者による協議の場の設置状況

(1) 協議の場について

項目	記入欄
① 現在の設置状況 (令和5年9月末時点)	設置済
② 設置形態 設置時期	既存の協議会
③ (活用する既存の協議会)	黒潮町自立支援協議会地域移行・就労支援部会

(2) 協議の場の活用について

項目	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	備考
① 各年度における協議回数	—	1回	1回	1回	1回	
② 各年度における協議の場への関係者の参加者数	—	15人	16人	16人	16人	相談支援事業所、生活支援コーディネータ、精神科医院、就業・生活支援センター、グループホーム、行政
③ 各年度の協議の場における目標設定	—	<ul style="list-style-type: none"> ・地域移行に関する協議 ・就労支援に関する協議 ・社会参加に関する協議 を実施				
④ 各年度の協議の場における評価の実施回数	—	1回	1回	1回	1回	

(3) 精神障害者の地域移行に係るサービス見込量

サービス	令和4年度	令和5年度(5年7月)	令和6年度	令和7年度	令和8年度
① 地域移行支援(人/月)	0	0	0	0	0
② 地域定着支援(人/月)	0	0	0	0	0
③ 共同生活援助(人/月)	5	5	5	5	5
④ 自立生活援助(人/月)	0	0	0	0	0
⑤ 自立訓練(生活訓練)(人/月)	1	0	0	0	0

4 地域生活支援拠点の充実

(1) 地域生活支援拠点

国の指針や県の計画では、令和8年度までに各市町村は、地域の実情に応じて地域生活支援拠点等を整備するとともに、その機能充実を図ることとなっています。第6期障がい福祉計画で幡多圏域で一か所の設置を検討するとしたものの、幡多地域連携会議において具体的な協議は進んでおりませんので、継続して幡多圏域で協議していくこととします。



厚生労働省資料 <https://www.mhlw.go.jp/content/12200000/000588972.pdf>

《地域生活支援拠点に求められる機能》

- ①相談（施設、病院からの退所・退院、親元からの自立等）
- ②体験の機会・場の提供（一人暮らし、グループホーム等）
- ③緊急時の受入・対応（短期入所など）

(2) 強度行動障害に関するニーズ把握・支援体制整備

強度行動障害のある方については、特性に適した環境調整や支援の継続的な提供が必要であるため、令和8年度末までに、市町村又は圏域において、支援ニーズを把握し、支援体制の充実を図ることとなっております。

町では、ニーズの把握方法として、要綱で規定している（※）強度行動障害者支援に関する事業を通して事業所からのヒアリングを実施し、自立支援協議会の相談支援部会において議題としていくこととします。これによって、具体的な支援体制構築を検討していきます。

強度行動障害とは・・・

食べられないものを口に入れる、危険につながる飛び出しなど本人の健康を損ねる行動（自傷行為）、他人を叩いたり物を壊す、大泣きが何時間も続くなど周囲の人の暮らしに影響を及ぼす行動（他傷行為）が、著しく高い頻度で起こるため、特別に配慮された支援が必要になっている状態のこと

（※）【参考】

黒潮町重度障がい児者在宅生活支援事業費補助金交付要綱（平成26年黒潮町告示第37号）において、「強度行動障がい者短期入所支援事業（在宅で生活する強度行動障がい児者に対して短期入所サービスを提供する事業）」および「強度行動障がい者サービス利用促進事業（在宅の強度行動障がい児者が適切な支援を受けられるよう、通所支援を行う生活介護事業所の強度行動障がい児者の受入体制を整備する事業）」を規定しています。

強度行動障がい児者の状況

支給決定者の分布（令和5年7月末時点）

（単位：人）

（重度障害者支援加算Ⅱ：行動スコア10点以上）

	10歳未満	10～19歳	20～29歳	30～39歳	40～49歳	50～59歳	60歳以上	合計
①在宅	0	1	0	1	2	0	0	4
②グループホーム	0	0	1	0	1	2	0	4
③障害者支援施設	0	0	0	4	4	2	3	13
合計	0	1	1	5	7	4	3	21

5 障がい児支援の提供体制の整備等

児童発達支援センターをはじめ、地域の障がい児やその家庭に対して専門的知見をもって支援する施設は町内にはありません。幡多圏域での提供体制となりますが、関係する事業所や他市町村と協力し、サービス・支援の恩恵を受けられない家庭がないように努めていきます。

また、町独自でできる支援（相談支援、ペアレントトレーニングなど）を継続して実施してまいります。

①	児童発達支援センターの設置 （地域の障がい児が通所し、日常生活における基本的動作の指導や自発的な活動ができるよう必要な知識、技術の付与、又は集団生活への適応のための訓練を行う施設）	広域（幡多希望の家）で実施。障がいや発達の気になる子ども、その家族を受け入れています。関係機関への支援も含め、今後は地域における『中核的支援機関』としての役割も求められています。障がい児等への支援やニーズ把握に努め圏域で協議をしていきます。
②	保育所等訪問支援の利用体制の構築	広域（幡多希望の家）で実施。保育所を訪問し療育等を考察、通所が難しい方の利用に期待ができます。保健・福祉・保育所等の連携により保育所等訪問の実施体制の確保に努めます。
③	重症心身障害児（重度の肢体不自由と重度の知的障がいとが重複した状態）を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービスの確保	広域（幡多希望の家）で実施。医療度の高い児童のためにリハビリスタッフや医師が常駐しています。
④	医療的ケア児等の支援を総合調整するコーディネーターの配置	医療的ケア児に関するコーディネーターは、専属で配置せず地域担当保健師でカバーしている。幡多圏域で協議の場を今後設置していく予定となっています。 令和6年2月現在、医療的ケア児は2名

発達障害者等に対する支援（実人数）

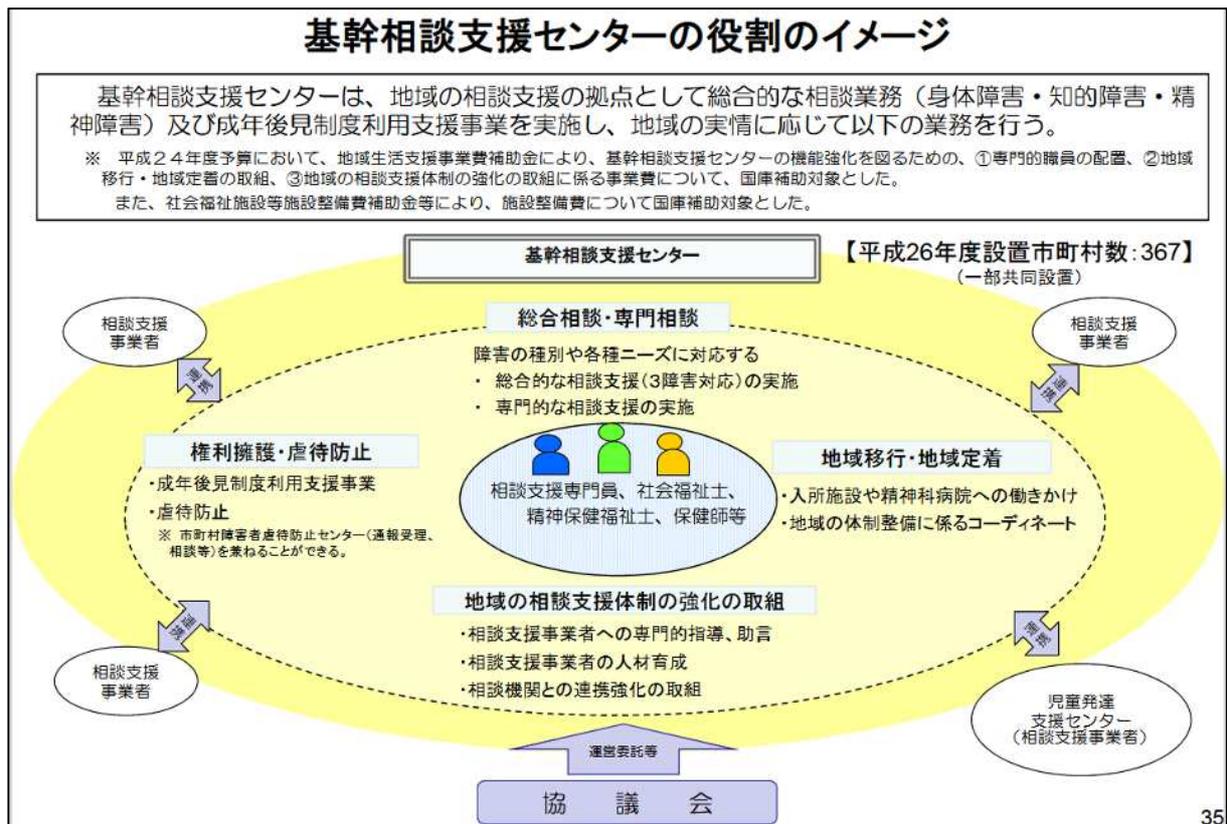
項目	実績		見込み		
	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
ペアレントトレーニングの受講者数	6人	12人	12人	10人	10人

ペアレントトレーニング・・・保護者が自分の子どもの行動を冷静に観察、特徴を理解し、発達障がいの特性を踏まえた褒め方叱り方等を学ぶことにより、子どもの問題行動を減少させることを目標とするトレーニング

6 相談支援体制の充実・強化

障がいのある人が自立した社会生活を営むことができるよう、身近な地域で相談できる体制を充実、強化させることが必要です。町内には、2か所の相談支援事業所があり、一般相談、計画相談を担っております。黒潮町では、「地域共生社会」の実現に向け、あらゆる生活課題を抱える人について分野を超え包括的にかつ総合的に支援していただくための仕組み（重層的支援体制整備事業）を令和5年度より実施しています。この事業と整合性を取りながら、相談支援体制の充実、強化に努めていきます。また、基幹相談センターの整備についても、幡多圏域で協議を進め、障害者等の相談支援に関する指導的役割を担う専門員等の確保に努めていきます。併せて、地域における障がい者や障がい児、またその家族等からの相談に対する支援の充実もはかっていきます。

項目	目標値	備考
基幹相談支援センターの設置数	令和8年度までに 圏域で1か所	圏域での設置を検討。町内においては、重層的支援体制整備事業の実施により、障がい者の相談支援、アウトリーチ型の訪問、社会参加支援を実施していく。



また、個別事例を通じて抽出される地域課題について、関係機関等と協議、連携し、地域サービス基盤の開発・改善等を行います。

協議会等について

項目		目標値			詳細
①	協議会専門部会の設置数 及び実施回数	部会名	実施回数 ／年		詳細（構成員、協議テーマ等）
		相談支援部会	3回		相談支援事業所と行政による、障害者支援全般にかかる協議
		子ども部会	1回		保育所、支援団体、教育委員会、児童発達支援センター、行政等による障害児支援に関する協議
		就労支援・地域移行部会	1回		精神にも対応した地域包括ケアの協議の場としても設定。精神障害者の支援、就労支援、地域移行について協議
②	協議会における相談支援事業所の参画による事例検討実施回数・参加事業者・機関数	令和6年度	令和7年度	令和8年度	詳細
		1	1	1	重層的支援体制整備事業の支援会、個別ケース会議などを活用
③	主任相談支援専門員の養成	令和6年度	令和7年度	令和8年度	詳細
		1	1	1	候補者の把握状況、研修参加の支援等、県、圏域と協力していく
④	相談支援事業所の人材育成の支援件数	令和6年度	令和7年度	令和8年度	詳細
		1	1	1	研修の参加支援、ワークショップ開催等、県、圏域と協力していく

7 障害福祉サービス等の質の向上

障害福祉サービス等が多様化するとともに、利用者が真に必要とするサービスを適切に提供していくため、行政は障害者総合支援法をはじめとする各種福祉サービスの制度理解が必要です。また相談支援事業所や福祉サービス事業者も一緒に考えていく必要があります。このため、日常から関係機関との情報共有を図り、障がい者や保護者、またサービス提供者が困ることのない体制づくりをしていきます。

【2】障害福祉サービス等の必要見込量

1 訪問系サービス

(1) サービスの概要

サービス	概要
居宅介護	ホームヘルパーによる身体介護・家事援助を行う。
重度訪問介護	重度障がい者へのヘルパー派遣による介護を行う。
行動援護	行動上著しく困難を有し常時介護が必要なため、外出時における必要な支援を行う。
同行援護	視覚障がいにより移動に著しい困難を有し、外出時に必要な支援を行う。
重度障害者等包括支援	常時介護を要し意志疎通又は麻痺等により著しく支障がある者のうち行動上著しい困難を有するため、ヘルパー派遣や就労など包括的に支援を行う。

(2) 現状と課題

精神や身体に障がいのある人（視覚障がい、肢体不自由）の利用があり、希望に応じたサービスが提供できています。障がいのある人が65歳に到達した際、介護保険制度に移行します。制度が異なることから支給できるサービスに限度があり、利用者が安心してサービス移行ができるよう相談支援事業所を中心に介護サービスとの情報共有、サービス調整を早めを実施しています。課題は、精神疾患を抱える人の支援者から入院や福祉サービスの利用を急に求められることが多くなっています。また、本人のニーズと支援者側が必要と感じているサービスが合致しないことが多く、支援者や地域、専門機関と一緒に考えることができる場が必要となっています。

(3) 第7期計画の見込み量

【実施に関する考え方】

令和5年7月の実績を基準として利用者を見込みます。

- ・居宅介護・・・新規の見込みはありません。
- ・重度訪問介護、行動援護・・・利用実績なく新規の見込みはありません。
- ・同行援護・・・1名の新規利用予定者があり、3名の継続利用を見込みます。
- ・重度包括・・・利用実績なく新規の見込みはありません。

【見込み量確保のための方策】

サービスを円滑に利用できるよう関係機関で情報を共有し、利用者のニーズに応じたサービスの提供及び充実に努めます。また、適正なサービスが提供できるよう利用状況やサービス計画を勘案し支給決定を行うとともに、サービスの質の確保に努めます。

(4) サービスの見込量

区分	実績	見込み		
	R5 年度（7月）	R6 年度	R7 年度	R8 年度
居宅介護	54.5 時間/月	55 時間/月	55 時間/月	55 時間/月
	5 人/月	5 人/月	5 人/月	5 人/月
重度訪問介護	0 人日/月	0 人日/月	0 人日/月	0 人日/月
	0 人/月	0 人/月	0 人/月	0 人/月
行動援護	0 人日/月	0 人日/月	0 人日/月	0 人日/月
	0 人/月	0 人/月	0 人/月	0 人/月
同行援護	14 人日/月	26 人日/月	26 人日/月	26 人日/月
	2 人/月	3 人/月	3 人/月	3 人/月
重度包括	0 人日/月	0 人日/月	0 人日/月	0 人日/月
	0 人/月	0 人/月	0 人/月	0 人/月

※上段は利用量、下段は実人数

2 日中活動系サービス

(1) サービスの概要

サービスの種類	概要
生活介護	常時介護が必要な方に、日中、入浴・排せつ・食事等の介助を行うとともに創作的活動の機会を提供する。
自立訓練（機能）	自立した日常生活を営むことができるよう、一定期間、身体機能や生活能力の向上のために必要な訓練を行う。
自立訓練（生活）	
就労選択支援 （令和7年までに開始の新規サービス）	利用者と各種就労支援の間に立ってアセスメントを行い、やる気や能力に応じて就労支援を受けるか直接就職活動をするかなど就労の判断を支援。ミスマッチの減少や支援場面でのアセスメント情報の活用など、より質の高い就労支援の実現を目指す。
就労移行支援	一般企業等へ就労を希望する人に、一定期間、必要な知識及び能力の向上のための訓練を行う。
就労継続（A型）	就労が可能と見込まれる人に、一定期間就労に必要な知識及び能力向上のために必要な訓練を行う。
就労継続（B型）	企業等で就労が困難な人に、働く場を提供するとともに、知識及び能力の向上のために必要な訓練を行う。
就労定着支援	一般就労へ移行した障害者について、就労に伴う生活面の課題に対し、就労の継続を図るために企業・自宅等への訪問を行う。
療養介護	医療と常時介護を必要とする人に、医療機関で機能訓練、療養上の介護等、日常生活上の援助を行う。
短期入所	居宅で介護する人がいない等の理由により、施設・病院で宿泊を伴った預かりを行う。

(2) 現状と課題

就労して終わりではなく、就労定着支援も含め、障がい者の生活実態を把握しながら、希望する就労が継続できる体制をつくる必要があります。短期入所については、緊急時の利用希望が時々ありますが、入所施設の空床利用としている施設が多く、すでに満床となっており、対応が難しい場合もでてきています。また感染症対策により、利用ニーズに対応することが難しい場合もあり、今後、いつでも体験等ができる地域生活支援拠点の整備と併せ考えていく必要があります。

(3) 第6期計画の見込み量

【実施に関する考え方】

令和5年7月の実績を基準として利用者を見込みます。

- ・生活介護・・・新規の見込みはありません。
- ・自立訓練・・・利用実績なく新規の見込みはありません。
- ・就労選択支援・・・詳細が決まっておらず見込みは立てていません。
- ・就労移行支援・・・過去の実績より毎年度1名の利用を見込みます。
- ・就労継続支援・・・新規の利用見込みはありません。学校卒業者については一般企業採用の傾向にあります。
- ・就労定着支援・・・過去の実績より毎年度1名の利用を見込みます。
- ・療養介護・・・新規の見込みはありません。
- ・短期入所（福祉型）・・・過去の実績より毎年度4名の利用を見込みます。
- ・短期入所（医療型）・・・利用実績なく新規の見込みはありません。

【見込み量確保のための方策】

サービス提供事業所や相談支援事業所と情報を共有し、利用者のニーズに応じた適切なサービスが提供できるよう努めます

(4) サービスの見込量

区分	実績	見込み		
	R5年度(7月)	R6年度	R7年度	R8年度
生活介護	821人日/月	821人日/月	821人日/月	821人日/月
	42人/月	42人/月	42人/月	42人/月
うち重度障害者	141人日/月	141人日/月	141人日/月	141人日/月
	7人/月	7人/月	7人/月	7人/月
自立訓練 (機能訓練)	0人日/月	0人日/月	0人日/月	0人日/月
	0人/月	0人/月	0人/月	0人/月
自立訓練 (生活訓練)	0人日/月	0人日/月	0人日/月	0人日/月
	0人/月	0人/月	0人/月	0人/月

区分	実績	見込み		
	R5年度(7月)	R6年度	R7年度	R8年度
就労選択支援	-人日/月	-人日/月	-人日/月	-人日/月
	-人/月	-人/月	-人/月	-人/月
就労移行支援	23人日/月	23人日/月	23人日/月	23人日/月
	1人/月	1人/月	1人/月	1人/月
就労継続支援 (A型)	103人日/月	115人日/月	115人日/月	115人日/月
	5人/月	5人/月	5人/月	5人/月
就労継続支援 (B型)	677人日/月	677人日/月	677人日/月	677人日/月
	37人/月	37人/月	37人/月	37人/月
就労定着支援	1人/月	1人/月	1人/月	1人/月
療養介護	8人/月	8人/月	8人/月	8人/月
短期入所 (福祉型)	13人日/月	14人日/月	14人日/月	14人日/月
	2人/月	2人/月	2人/月	2人/月
うち重度障害者	3人日/月	3人日/月	3人日/月	3人日/月
	1人/月	1人/月	1人/月	1人/月
短期入所 (医療型)	0人日/月	0人日/月	0人日/月	0人日/月
	0人/月	0人/月	0人/月	0人/月
うち重度障害者	0人日/月	0人日/月	0人日/月	0人日/月
	0人/月	0人/月	0人/月	0人/月

※上段は利用量、下段は実人数

3 居住系サービス

(1) サービスの概要

サービスの種類	内容
自立生活援助	1人暮らしに必要な理解力や生活力を補うため、定期的な居宅訪問や随時の対応により必要な支援を行う。
共同生活援助	主として夜間におけるグループホームでの相談、入浴、排泄又は食事等の支援が必要な日常生活上の援助を行う。
施設入所	主として夜間において、施設に入所する障がい者の入浴、排泄及び食事等の介護、生活等に関する相談及び助言その他の必要な日常生活の支援を行う。

(2) 現状と課題

グループホームの入所について、専門的な対応が必要な精神疾患などの利用希望者は、定員に空きがあっても見守り体制などの必要な支援がなく、入所が進まない状況です。また、グループホーム入所者の高齢化や障がい区分の重度化により入浴や生活面での支援が必要となっているため、今後の自立のために入所を希望しても受け入れが難しい状況となっています。今後は関係機関で情報を共有し課題解決へ向けた取組みが必要です。

(3) 第6期計画の見込み量

【実施に関する考え方】

令和5年7月の実績を基準として利用者を見込みます。

- ・自立生活援助・・・利用実績なく新規の見込みはありません。
- ・共同生活援助、施設入所・・・新規の見込みはありません。

【見込み量確保のための方策】

障がい者の障がいの状況や希望を確認したうえで、必要なサービスを提供できるよう施設や相談支援事業所と情報を共有しながら計画的な住まいの確保に努めます。

(4) サービスの見込量

区分	実績	見込み		
	R5年度(7月)	R6年度	R7年度	R8年度
自立生活援助	0人/月	0人/月	0人/月	0人/月
共同生活援助	30人/月	30人/月	30人/月	30人/月
うち重度障害者	4人/月	4人/月	4人/月	4人/月
施設入所支援	28人/月	28人/月	28人/月	28人/月

4 相談支援

(1) サービスの概要

サービスの種類	内容
計画相談支援	サービス利用の調整を必要とする人に対し、利用計画を作成するもの。
地域移行支援	施設や病院等から退所・退院する障がい者に対し、住居確保や地域生活に移行するための相談支援をするもの。
地域定着支援	施設や病院からの退所に伴う家族からの独立に対し、常時連絡体制を確保し、緊急事態等にも対応するもの。

(2) 現状と課題

計画が利用者や家族の希望、生活課題に添っているか、実施できているか相談支援事業所とサービス提供事業者との連携が必要です。個々の相談支援事業所が受け持っている計画相談件数にも差があり、一部の事業所への負担が大きく、計画を分散させるなど圏域での調整や検討が必要となっています。相談支援専門員だけでは調整が難しい対応困難ケースが増えており、多機関協働で支援を行う必要があります。

また、入院中の精神障がいのある人の地域移行を進めるためにも、地域の受入体制を整備など、相談支援事業所を中心に検討する場をつくり支援者や資源確保に努める必要があります。

(3) 第6期計画の見込み量

【実施に関する考え方】

令和5年度の各月実績の平均値を参考に利用者を見込みます。

- ・計画相談支援・・・過去の実績より22名/月の利用を見込みます。
- ・地域移行支援・・・実績はありませんが、第6章に記載の福祉施設からの地域移行の目標を鑑み、2名の利用を見込みます
- ・地域定着支援・・・利用実績なく新規の見込みはありません。

【見込み量確保のための方策】

計画相談と合わせ、在宅障がい者がいつでも相談できる体制づくりに努めていきます。

(4) サービスの見込量

区分	実績	見込み		
	R5年度(平均)	R6年度	R7年度	R8年度
計画相談支援	21人/月	22人/月	22人/月	22人/月
地域移行支援	0人/月	2人/月	2人/月	2人/月
地域定着支援	0人/月	0人/月	0人/月	0人/月

5 障がい児通所支援

(1) サービスの概要

サービス	概要
児童発達支援	日常生活における動作指導、知識機能の付与、集団生活への適応訓練等必要な支援を行う。
医療型児童発達支援	P T等の機能訓練などによる支援又は治療を行う。
放課後等デイサービス	学校授業の終了後等に施設で生活能力の向上のために必要な訓練等必要な支援を行う。
保育所等訪問支援	保育所等を訪問し、集団生活への適応など必要な支援を行う。
居宅訪問型児童発達支援	重度の障害等により外出が困難な障害児に対する居宅を訪問して発達支援を提供する。

(2) 現状と課題

年齢に応じた療育支援体制を圏域で検討する必要があります。保育所や家庭からの気づきによる早期発見が近年の特徴になっており、今後も発達検査だけでなく関係機関の日々の子どもとの関わりの中から早期に支援へとつながる仕組みづくりを継続していきます。

(3) 第2期計画の見込み量

【実施に関する考え方】

令和5年7月の実績を基準として利用者を見込みます。

- ・児童発達支援・・・現在の利用者の就学による利用者減を見込んでいます。
- ・医療型児童発達支援・・・利用実績なく新規の見込みはありません。
- ・放課後デイサービス・・・現在の児童発達支援利用者の就学による移行を見込んでいます。
- ・保育所等訪問支援・・・利用者の転出と利用予定者による1名ずつの増減を見込みます。
- ・居宅訪問型児童発達支援・・・利用実績なく新規の見込みはありません。

【見込み量確保のための方策】

障がい児が希望するサービスを受けられることができるよう、相談支援事業所や関係機関と情報を共有しながらサービス量の確保及び障がい児の保護者等の支援に努めます。

(4) サービスの見込量

区分	実績	見込み		
	R5 年度 (7 月)	R6 年度	R7 年度	R8 年度
児童発達支援	4 人日/月	4 人日/月	2 人日/月	2 人日/月
	2 人/月	2 人/月	1 人/月	1 人/月
医療型児童発達支援	0 人日/月	0 人日/月	0 人日/月	0 人日/月
	0 人/月	0 人/月	0 人/月	0 人/月
放課後デイサービス	50 人日/月	82 人日/月	85 人日/月	85 人日/月
	15 人/月	19 人/月	21 人/月	21 人/月
保育所等訪問支援	1 人日/月	1 人日/月	1 人日/月	1 人日/月
	1 人/月	1 人/月	1 人/月	1 人/月
居宅訪問型児童発達支援	0 人日/月	0 人日/月	0 人日/月	0 人日/月
	0 人/月	0 人/月	0 人/月	0 人/月

※上段は利用量、下段は実人数

6 障がい児相談支援

(1) サービスの概要

サービス	概要
障がい児相談支援	障がい児が障害児通所支援を利用する前に障害児支援利用計画を作成し、モニタリング等を行う。

(2) 現状と課題

利用ニーズに応じ、アセスメントを行いながら丁寧に計画作成とモニタリングを実施しています。しかし、圏域での対応となっており適宜対応できているかなどが課題です。今後の支援へつなぐためにも、状況に応じた情報の共有は必要です。

(3) 第2期計画の見込み量

【実施に関する考え方】

令和5年度の各月実績の平均値を参考に利用者を見込みます。

(4) サービスの見込量

区分	実績	見込み		
	R5 年度 (平均)	R6 年度	R7 年度	R8 年度
障がい児相談支援	3 人日/月	4 人日/月	4 人日/月	4 人日/月

7 町独自の障がい児支援の取組み

(1) 保護者交流会（障がい児の保護者の交流の場所づくり）

平成 26 年度から開始した『保護者交流会』は、平成 28 年度より地域の取り組み（自発的活動支援事業）に発展し、年 2 回～4 回実施をしています（くろしおっこなかまの会が主催）。保護者同士、学年や学校が異なる子ども、支援者のつながりの場となっています。しかし、まだ事業が浸透していないことや保護者が望む地域づくりへ向けた発信が課題となっています。子どもの成長とともに子育てへの課題が変化することから専門的助言をもらえる場、保護者同士で学び合う場づくりを進める必要があります。

(2) ペアレントトレーニング

ペアレントトレーニングは、保護者が自分の子どもの行動を冷静に観察、特徴を理解し、発達障がいの特性を踏まえた褒め方叱り方等を学ぶことにより、子どもの問題行動を減少させることを目標とするトレーニングです。県内には、子どもの発達の診断ができる医療機関が少なく、専門的な療育等を受けられる事業所が少ないため、「黒潮町でできる支援」を関係機関で考え取組みにつながりました。今後も継続した支援を行いながら、保護者への切れ目のない支援体制をつくっていきます。

(3) 障がい児長期休暇支援事業

平成 24 年度に開始した『長期休暇支援事業（大方誠心園実施）』（夏休みなど長期休暇時に障がい児を預かる事業）は、見守りが必要な子どもを対象に療育支援やレクリエーション、外出など子どもの状態に応じた支援を実施しています。しかし、必要な方に情報が届いておらず、事業の周知・広報が課題となっております。

【3】地域生活支援事業の見込み

地域生活支援事業は、地域の特性に応じ柔軟な形態により効率的かつ効果的に実施する事業として位置づけられ、町では、次の事業を実施しています。

1 理解促進事業・啓発事業

障がいのある人が、日常生活及び社会生活を営むうえで生じる「社会的障壁」を除去するため、障がいのある人などの理解を深めるための啓発を通じて地域住民の障がいへの理解を促し「共生社会」の実現を図ることを目的とした事業です。地域住民向けに、黒潮町社会福祉大会、黒潮町ボランティアフェスティバル、黒潮町民大学などにより、町の目指す地域共生社会の実現と障がい理解への啓発活動を行います。また、担当課だけでなく全町職員の障がい者への理解啓発も実施します。令和3年の障害者差別解消法改正にともなう障がい者への合理的配慮についても理解を深め、町内外へ障がいへの理解、啓発を行っていくこととします。

区分	実績	見込み		
	R5 年度	R6 年度	R7 年度	R8 年度
理解促進研修・啓発事業	実施	実施	実施	実施

2 自発的活動支援事業

障がいのある人が、自立した生活を営むことができるよう、障がいのある人など、その家族、地域住民等による地域における自発的な取組みを支援することにより共生社会の実現を目標とした事業（町では保護者交流会を実施。地域主導の活動及び学びの場となっている）です。

町においては、平成26年度より保護者交流会を実施しています。社会福祉協議会が交流会の企画、運営における後方支援をしながら住民ボランティアの協力を得て実施しています。交流会では、子どもの学びの場や親子交流活動、専門職による子育て相談、特別支援学校や保健師からの情報提供の場をつくることなどを行い、黒潮町で子育てする保護者同士がつながり、子育てしやすい環境をつくっていきます。

補助先：くろしおっこなかまの会

事業内容 レクリエーション、野外活動、ミュージックケア、防災学習会、相談会、
工作教室、料理教室など

区分	実績	見込み		
	R5 年度	R6 年度	R7 年度	R8 年度
自発的活動支援事業	実施	実施	実施	実施

3 相談支援事業

障がいのある人やその家族からの相談に応じ、障害福祉サービスなど必要な情報の提供と援助、関係機関との連携による情報の共有を行うなど障がいのある人の権利擁護を目的とする必要な支援を行います。また、障がいのある人などが地域において自立した日常生活、社会生活を営むためには地域における相談支援が重要な役割を担うこととなる事業です。

区分	実績	見込み		
	R5 年度	R6 年度	R7 年度	R8 年度
障がい者等相談支援事業	実施	実施	実施	実施
基幹相談支援センター	無	圏域での協議	圏域での協議	圏域での協議
地域生活支援拠点	無	圏域での協議	圏域での協議	圏域での協議

4 成年後見制度利用支援事業・成年後見制度法人後見支援制度

権利擁護を推進する取組みとして、知的に障がいのある人や精神障がいのある人に対して、成年後見制度の利用を促し、利用方法や制度の周知を図り、成年後見制度の申立てに要する経費及び後見人などの報酬を助成する事業。併せて、緊急事務管理事業（緊急的な金銭管理）や日常生活自立支援事業（契約による金銭管理）など関係する事業を一体的に取組み、障がいのある人の自立を促し生活支援ができるようになることを目指す事業です。

法人後見については、令和3年度に社会福祉協議会内に開設しました「くろしお権利擁護センター」と協議をすすめていきます。

区分	実績	見込み		
	R5 年度	R6 年度	R7 年度	R8 年度
成年後見制度利用支援事業	0 件	1 件	1 件	1 件
成年後見制度法人後見支援	無	協議	協議	協議

5 意思疎通支援事業

聴覚に障がいのある人や言語、音声機能の障がいなど意思疎通が困難な障がいのある人に対して、手話通訳者や要約筆記者の派遣を行い、意思疎通を円滑なものにする事業です。令和4年度より失語症向け意思疎通支援者派遣を開始しております。

区分	実績	見込み		
	R5 年度 (見込)	R6 年度	R7 年度	R8 年度
手話通訳派遣事業	85 件	40 件	40 件	40 件
要約筆記派遣事業	0 件	1 件	1 件	1 件
失語症向け意思疎通支援謝派遣事業	0 件	2 件	2 件	2 件

6 日常生活用具給付等事業

障がいのある人に対し、日常生活用具を給付又は貸与することで、日常生活の便宜を図り福祉の向上に努める事業です。医療機関から町の担当に相談されることが多く、情報把握と情報提供をしっかりと行っていく必要があります。また、相談支援機関や福祉用具等を取り扱う機関にも事業概要を知ってもらい、在宅で生活する障がい者等が困ることのない支援体制づくりを進めていくこととします。

区分	実績	見込み		
	R5年度 (見込)	R6年度	R7年度	R8年度
介護訓練支援	0件	1件	1件	1件
自立生活支援	2件	2件	2件	2件
在宅医療	0件	1件	1件	1件
情報意思疎通支援	2件	2件	2件	2件
排せつ管理	311件	320件	320件	320件
住宅改修	0件	1件	1件	1件

7 手話奉仕員養成研修

聴覚に障がいのある人との交流や障がいへの理解を深めるため、日常会話を行うのに必要な手話表現技術を習得し、意思疎通を図ることに支障がある障がい者等の自立した日常生活等を支援するための人材養成事業です。養成研修がない年度は、手話さーくる「まつぼっくり」に依頼をし、住民向けの手話教室の開催、小学校や企業への出前講座の開催を実施し、ボランティアフェスティバルへの参加などで住民への手話の普及啓発活動を行っています。また、町ケーブルテレビを活用した手話講座、黒潮町民大学全講座での手話通訳者の配置などを行っています。研修の開催についても黒潮町社協と連携して実施できるように検討していきます。

区分	実績	見込み		
	R5年度 (見込)	R6年度	R7年度	R8年度
入門講座	-	-	実施	-
基礎講座	実施	-	-	実施

8 移動支援事業

屋外での移動が困難な障がい者等について、ガイドヘルパーによる外出のための支援を行うことにより、地域における自立生活及び社会参加を促すことを目的とする事業です。利用実績はあまりありませんが、町内においては、とくし丸や町内業者による移動販売、6か所のあったかふれあいセンターがあることから、買い物などの生活支援は一定整備がされています。また、腎臓機能障がい者に対して通院費の補助を行っています。

障がい者の移動支援に限らず、交通弱者の移動支援は町の慢性的な課題となっているため、公共交通担当部署やデジタル化による効率的な移動支援について検討していきます。

区分	実績	見込み		
	R5年度 (見込)	R6年度	R7年度	R8年度
個別支援	0件	1件	1件	1件
グループ支援・車両支援	0件	0件	0件	0件

◇個別支援型

個別の支援が必要な場合には、マンツーマンによる移動支援が行われます。移動の際にはバス、電車、タクシーなどの公共交通機関を原則として使用します。

◇グループ支援型

複数のサービス利用者がある場合には複数人の同時支援が行われます。例えば、目的地が同じである場合や、複数人が同じイベントに参加する場合などに利用することができます。

◇車両移送型

車両移送型支援とは、福祉バスなど車両の巡回による送迎です。公共施設、駅、福祉センターなどの障がいのある人が利用する可能性の高い場所を通過して運行しています。

9 地域活動支援センター事業

地域の実情に応じ、創作活動や生産活動の機会の提供、社会との交流の促進等の便宜する機能を有し、障がい者等の地域生活支援の促進を図ることを目的とする事業です。

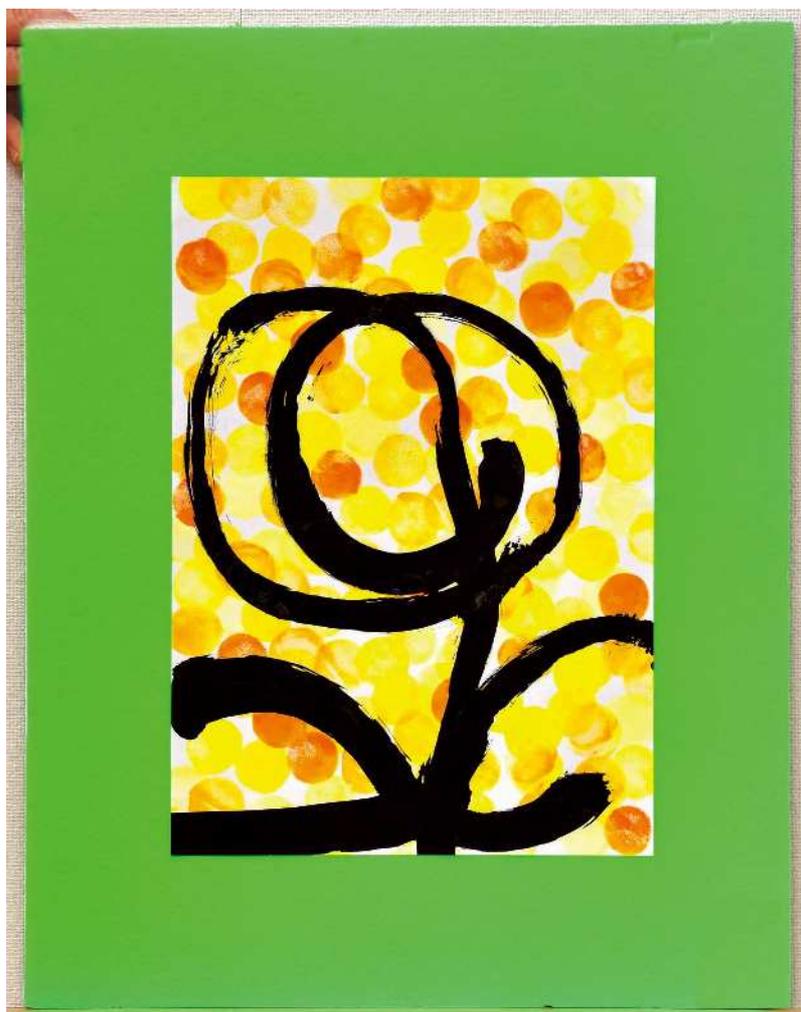
黒潮町社会福祉協議内に開設し、障がい者個々の状況に合わせて本人のペースで来てもらうことを意識した場づくりを念頭においています。土に触れた方が落ち着く方がいるので、花植えなどの社会参加、創作活動、散歩、キルト展にも参加しています。将来のことを考え、店頭販売や就労を意識した活動としてきゅうりの箱詰めなどを検討しています。

区分	実績	見込み		
	R5年度 (見込)	R6年度	R7年度	R8年度
地域活動支援センター事業	実施	実施	実施	実施

10 日中一時支援事業(任意事業)

障がい児者等の日中における活動の場を確保し、保護者等の介護負担の一時的な休息を目的とする事業です。事業の広報を行うとともに、関係機関と一緒に活動し、支援を必要とする人が困ることのない体制づくりに努めていきます。幡多圏域で委託費用を統一しておりますが、重度障がい者の場合などサービス量が多い対象者の場合、費用の増額要望が事業所よりあがっておりますので、今後、圏域で協議し持続可能な事業となるようにする必要があります。

区分	実績	見込み		
	R5年度 (見込)	R6年度	R7年度	R8年度
利用事業所数	2か所	2か所	2か所	2か所
利用延人数	180日	180日	180日	180日



「ヒマワリ」

第7章 計画の推進体制と評価

1 計画の推進

(1) 庁内推進体制の強化

本計画が課を越え広域に渡ることから保健、福祉分野を中心に関係機関と連携し庁内の推進体制を確立し、計画の効果的な推進を図る。

(2) 近隣市町村との連携

広域的な取り組みが必要な事業は、近隣市町村と連携を図りながら計画の推進を図ります。

(3) 町内事業所、関係団体との連携

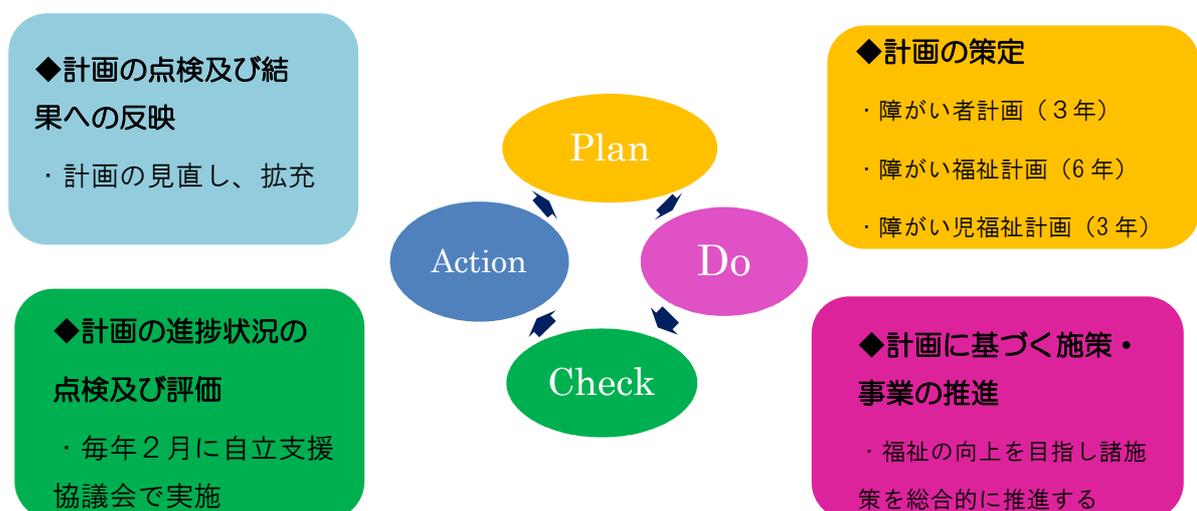
社会福祉協議会、福祉事業所、町内老人クラブ、民生児童委員協議会、町内社会福祉法人、NPO法人、ボランティア団体、商店など地域を支え、また地域活動をしている団体との連携を密にし、住民主体のサービス体制の充実を図ります。

(4) 地域人材の活用とボランティア養成

障がいのある人の生活を支えるためには、医療機関や専門職等の人材を積極的に活用し、福祉や介護、医療の支え手となる人材の養成と確保に努めます。また、地域活動を支援するボランティアの養成に努めます。

2 計画の評価体制

毎年2月に実施する自立支援協議会で、進捗状況を報告するとともに、事業や活動の評価を行い、町の障がい施策について協議しながら取り組みを進めていくこととする。



第8章 参考資料

1 地域自立支援協議会設置要綱

○黒潮町地域自立支援協議会設置条例 令和2年3月16日条例第20号
(設置)

第1条 障害者基本法(昭和45年法律第84号)第11条第3項に規定する障害者計画、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)第88条に規定する障害福祉計画並びに地域における障がい福祉に関する関係者による連携及び支援の体制に関する協議を行うため、黒潮町地域自立支援協議会(以下「協議会」という。)を置く。

(所掌事務)

第2条 協議会は、町長の諮問に応じ、次に掲げる事項を審議する。

- (1) 黒潮町障がい者計画、黒潮町障がい福祉計画及び黒潮町障がい児福祉計画の策定、点検、評価及び対策に関すること。
- (2) 地域の現状及び課題等の情報共有に関すること。
- (3) 地域の社会資源の開発及び改善に関すること。
- (4) 地域の関係機関によるネットワーク構築等に関すること。
- (5) その他協議会の目的を達成するために必要な事項に関すること。

(組織)

第3条 協議会は、委員15人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから町長が委嘱し、又は任命する。

- (1) 識見を有する者
- (2) 障がい者等
- (3) 障がい者の福祉に関する事業に従事する者
- (4) 高知県幡多福祉保健所の職員
- (5) 町の職員

(任期)

第4条 委員の任期は、3年とする。ただし、再任されることを妨げない。

2 補欠の委員の任期は、その前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第5条 協議会に、会長及び副会長を置き、委員の互選により定める。

2 会長は、会務を総理し、協議会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(委任)

第6条 この条例に定めるもののほか、協議会に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、令和2年4月1日から施行する。

2 黒潮町地域自立支援協議会委員(R3.4.1～R6.3.31)

	所属
1	黒潮町大方民生児童委員協議会会長
2	黒潮町区長会
3	ボランティアくじら会長
4	くろしおっこなかまの会代表
5	精神保健ボランティア代表
6	手話サークルまつぼっくり代表
7	黒潮町生活支援コーディネーター（大方地域）
8	黒潮町生活支援コーディネーター（佐賀地域）
9	大方誠心園施設長
10	大方生華園施設長
11	ニコの種所長
12	障害者就業・生活支援センターラポール所長 障害者就労支援事業所アオ施設長
13	黒潮町社会福祉協議会事務局長
14	高知県立中村特別支援学校長
15	高知県幡多福祉保健所健康障害課長

【相談支援部会】

相談支援事業所すてっぷ
幡多希望の家相談支援センター
相談支援事業所くろしお

【こども部会】

くろしおっこなかまの会
幡多希望の家相談支援センター
NPO 法人はらから
主任児童委員
社会福祉協議会
幡多福祉保健所健康障害課
中央保育所
教育委員会学校教育係
地域住民課保健センター

【地域移行・就労支援部会】

相談支援事業所すてっぷ
NPO しいのみ
聖ヶ丘病院
障害者就業・生活支援センターラポール
多機能事業所アオ・ライフサポート中村
ライフサポートななさと
相談支援事業所くろしお
幡多福祉保健所障害福祉課
幡多福祉保健所健康障害課
地域住民課保健センター

【事務局】

黒潮町健康福祉課（福祉係、保健衛生係）

3 計画策定の経過

- 令和5年7月 自立支援協議会「相談支援部会」
- 令和5年8月 幡多圏域障害福祉地域連携会議
- 令和5年9月 県ヒアリング（第1回）
- 令和5年10月 自立支援協議会「子ども部会」
- 令和5年11月 障がい児の保護者に対するアンケート
- 令和5年11月 自立支援協議会「地域移行・就労支援部会」
- 令和5年12月 県ヒアリング（第2回）
- 令和6年1月 第1回自立支援協議会（基礎資料の確認等）
- 令和6年2月 自立支援協議会（計画案の確認）

4 その他

第3期高知県障害者計画（令和5年度～令和11年度）

<https://www.pref.kochi.lg.jp/soshiki/060301/2023072500306.html>



「こいのぼり」